

## 企業・団体における交流応援補助事業募集要領

### 1 趣旨

県は、性別役割分担意識の解消、働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現等に資する活動等を通して、新たなつながりと多様な交流の機会を創出する事業企画を公募する。

### 2 企画の条件

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、他の補助金を受けて実施する事業を除く。

- (1) 性別役割分担意識の解消、働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現等に資する内容であること
- (2) 企業で実施する場合、3社以上の企業の社員等を対象とした共同・連携による取組であること
- (3) 2回以上の連続した研修、ワークショップ、家事力アップ講座や料理教室などの実習等とすること
- (4) 平均して1回当たりの参加者数が20名以上となるよう努めること
- (5) 希望する者が自由に参加でき、参加に際し特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものでないこと
- (6) 研修等の内容について、参加者が理解を深め、意識を変容させる機会となるような工夫を取り入れること
- (7) セミナーの案内や内容が各種ハラスメントとならないこと（県に事前相談すること）

### 3 応募資格

民間企業、非営利法人（社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人など）、その他知事が適当と認める団体（法人以外の経済・労働団体、商工会議所、商工会、複数の団体で共同実施する場合に設置する実行委員会など）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、参加することができないこととする。

- (1) 婚活支援や子育て支援を主たる業務とする企業が、当該業務に関連して営利事業を行う場合
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 県から指名停止措置を受けている者
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員

- でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）で規定される宗教法人又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）で規定される政治団体
  - (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗業と規定される業種
  - (10) その他、知事が不適切と判断した者

#### 4 実施時期

補助金交付決定日から平成31年3月15日（金）まで

#### 5 事業採択数・一回あたりの補助上限額等

- (1) 採択数は提案のあった事業の規模等により、予算の範囲内で知事が定める。  
（平成30年度予算：1,500千円）
- (2) 補助上限額は、10万円にセミナー等の回数に乗じた額とする。
- (3) 総事業費から寄付金その他の収入を除いた額が当該補助上限額を下回る場合は、その額を上限とする。
- (4) 交付決定を受けた後において対象経費が増額した場合においては、補助額の増額はしないものとする。
- (5) 企画提案に必要な経費は提案者の負担とする。また、提出された書類は返却しないものとする。
- (6) 提案者は複数の企画を提案することができる。

#### 6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

企画提案者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請すること。

ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

経費区分		内容
報償費		講師、司会者等の謝金
旅費		講師等旅費、スタッフ旅費
賃金		事業実施のためのアルバイト代等
需用費	消耗品費	文具類等
	印刷製本費	資料作成代等

経費区分		内容
役務費	通信運搬費	郵送料等（インターネット回線料、電話代等は対象外）
	手数料	送金手数料等
	保険料	損害保険料等
委託料		会場設営、ポスターの図案作成等
使用料及び賃借料		会場使用料、物品のレンタル料等
<p>（補助対象外経費の例）</p> <p>補助事業と直接関係がない補助事業者の恒常的な運営経費、  飲食にかかる経費  参加者の交通費・宿泊費・賞品代・土産代等の経費、備品購入費</p>		

- ・ 補助金交付決定日以前に執行（契約の締結、経費の支払い等）した経費については全て補助対象外とする。
- ・ 実績報告の際は、補助対象経費に係る領収書等の写しを添付すること。

## 7 応募方法等

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第1号）
- ② 事業実施計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 実施主体概要書（様式第4号）
- ⑤ 定款又はこれに代わるものの写し

### (2) 提出方法

沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課 担当（下記）に持参又は郵送により提出すること。

## 8 応募期限

平成30年8月10日（金）

ただし、企画提案に係る補助額が県の予算額に満たない場合は、期限後においても予算の範囲内で随時受け付ける。

## 9 審査結果の通知

- (1) 審査は別紙の審査基準に基づき行うこととし、応募した全ての提案者に対してメール及び書面により結果を通知する。【8月下旬予定】
- (2) 補助事業として採択に当たり、県が必要と認めるときは、企画内容の一部変更を条件として付する場合がある。
- (3) 補助事業として採択された事業について、補助事業者は県からの通知に基づき速やかに交付申請書を提出するものとする。

## 10 交付決定等

補助金の交付は審査の上決定する。

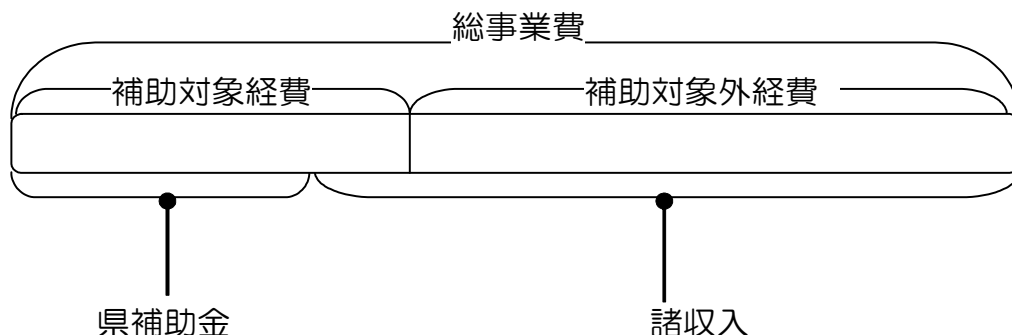
なお、交付決定を受けた後に対象経費が増額した場合においては、補助額の増額変更はしないこととする。

また、補助金の支払いは事業完了後に提出される完了報告書の検査後とする。

## 11 実施上の留意事項

- (1) 補助事業として企画提案が採択された場合、補助事業者は、別に定める「企業・団体における交流応援補助事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により速やかに交付申請を行わなければならない。
- (2) 補助事業者は、事業終了後、30日を経過した日又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに、交付要綱に定める実績報告書により実施結果を報告するものとする。
- (3) 補助採択後や事業実施後に補助要件を満たさなくなった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあるので注意すること。
- (4) 参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、補助事業者が責任を持って対応すること。
- (5) 総事業費から、諸収入を控除した金額が補助対象経費を下回る場合は、当該金額を補助額とする。

### 【費用の負担区分】



## 12 問い合わせ及び提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階  
沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 青少年育成班  
担当：久保田  
電話：098-866-2174  
FAX：098-868-2402  
E-mail：aa022004@pref.okinawa.lg.jp

(別紙)

企業・団体における交流応援補助事業企画提案書審査基準

審査項目	審査の視点
適格性	・ 補助事業者としての要件を満たしているか
事業内容	・ 性別役割分担意識の解消、働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現等に資する内容であるか ・ 企業で実施する場合、3社以上の企業の社員等が参加しているか ・ 2回以上の連続した研修等が計画されているか ・ 平均して1回当たりの参加者数が20名以上となるよう努めているか ・ 研修等の内容について、参加者が理解を深め、意識を変容させる機会となるような工夫を取り入れているか ・ 参加者に新たなつながりと多様な交流の機会を提供する工夫があるか ・ 各種ハラスメントとならない配慮がなされているか
計画の実現性・事業遂行能力	・ 収支計画は妥当か（収入と支出は適切に見込まれているか、利益が発生するものとなっていないか） ・ 事業を確実に実施するための十分な体制が整っているか